

返還が困難な場合

1 在学猶予

(1) 進学・編転入学した場合

- ア 本学の学部で学士入学（学部卒業年に入学）または大学院に進学した者は、自動的に返還猶予になりますので、願出の必要はありません。
- イ 学部卒業後1年以上経過し本学学部で学士入学した者は、**奨学金返還猶予願(様式は最終ページ)に在学証明書を添付して提出してください。**
- ウ 他大学の学部（編入学含む）または大学院に入学した者は、在学中毎年度初めに**奨学金返還猶予願(様式は最終ページ)に在学証明書を添付して提出してください。**

(2) 卒業期が延びた場合

- ア 本学学部留年者及び本学大学院学生で所定の単位を修得し、学位論文未提出者は、自動的に返還猶予になりますので、願出の必要はありません。
- イ 他大学の学部・大学院で留年した場合は、在学中毎年度初めに**奨学金返還猶予願(様式は最終ページ)に在学証明書を添付して提出してください。**

(3) 猶予期間

他大学の学部・大学院在学者で猶予を希望する者は、1年ごとに奨学金返還猶予願の提出が必要（通算して5年が限度）です。

2 一般猶予

次の事由により、返還が困難になった場合は奨学金返還猶予願に事由ごとの証明書を添付して提出してください。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間
災害	り災証明書等	市区町村長・消防署長	1年ごとに願出が必要 その事由が続いている 期間中
傷病	診断書等	医師	
生活保護受給中	生活保護受給証明書等	民生委員・福祉事務所長	
専修学校・各種学校・放送大学の学生	在学証明書	在学学校長	1年ごとに願出が必要
聴講生・研究生	聴講生・研究生であることの証明書	学校長	
外国に留学中・研究中	その事実を明らかにする証明書（日本語訳を添付）	その学校又は機関の長	通算して5年が限度
失業中	雇用保険受給資格者証の写・離職証明、無職証明書等	職業安定所長・民生委員等	
その他、やむを得ない事情で返還が困難	その事実を明らかにする証明書	その事実を証明できる第三者	

なお、猶予の可否は審査のうえ通知します。

奨学金返還猶予願

年 月 日

関西大学理事長 殿

学籍番号（最終学歴） _____

[年 月 修了・卒業・退学・除籍・]

(フリガナ)

印

氏 名 _____

〒 _____

住 所 _____

電 話 () _____

携 帯 () _____

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたいので、お願いします。

記

1 希望の返還猶予期間（1年間に限る）

年12月 から

年11月まで

2 事 由（箇条書きのこと）

- ・
- ・
- ・
- ・

注意1 願出の事由を明らかにする証明書を必ず添付すること。

2 電話番号は本学から速やかに連絡のつくところを記入してください。